

指名停止等一覧表

(期間 令和2年7月1日～令和2年9月30日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
イチエイ山田建設(株)	北海道帯広市東7条南8-11	令和2年7月1日	令和2年7月31日	1ヶ月	「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該資格者らは、帯広市内の一般工事の工事現場において、令和元年6月28日墜落防止対策のための囲い等を設けず、安全管理措置の不適切により、下請作業員1名が死亡する事故を発生させ、令和2年5月8日付けで労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため。

(注) 該当事項の欄には、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け 59林野経第156号林野庁長官通達)に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」(平成10年1月14日付け9林野政第890号林野庁長官通達)の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。